

厚生文教常任委員会

令和2年12月15日

葛城市議会

厚生文教常任委員会

1. 開会及び閉会 令和2年12月15日(火) 午前9時30分 開会
午前11時13分 閉会

2. 場 所 葛城市役所 新庄庁舎 第1委員会室

3. 出席した委員

委員長	川村優子
副委員長	吉村始
委員	杉本訓規
〃	谷原一安
〃	内野悦子
〃	増田順弘
〃	西井覚

欠席した委員 なし

4. 委員以外の出席議員

議長	西川弥三郎
議員	松林謙司

5. 委員会条例第19条の規定により、説明のため出席した者の職氏名

市長	阿古和彦
副市長	溝尾彰人
教育長	杉澤茂二
市民生活部長	前村芳安
保険課長	新澤明子
〃 補佐	葛本康彦
クリーンセンター所長	白澤真治
〃 補佐	津本佳成
保健福祉部長	森井敏英
健康増進課長補佐	鬼頭卓子
教育部長	吉井忠
教育委員会理事	西川育子
教育総務課長	村田真也
〃 補佐	勝浪栄次
学校給食センター所長	油谷知之

6. 職務のため出席した者の職氏名

事務局長	岩 永 睦 治
書 記	和 田 善 弘
〃	高 松 和 弘
〃	福 原 有 美

7. 付 議 事 件 (付託議案の審査)

議第89号 大和高田市と葛城市との間の休日診療に関する事務の委託について

議第92号 葛城市国民健康保険税条例の一部を改正することについて

調 査 案 件 (所管事項の調査)

- (1) ゴミの減量化に関する諸事項について
- (2) 学校給食に関する諸事項について
- (3) 磐城小学校附属幼稚園周辺一帯整備について

開 会 午前9時30分

川村委員長 ただいまの出席委員は7名で、定足数に達しておりますので、これより厚生文教常任委員会を開会いたします。

皆様、おはようございます。昨日に引き続きまして、厚生文教常任委員会を開会するに当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。昨日から非常に気温が下がりました。今朝は、雪がちらつくような本当に寒い朝となりました。こんな寒くなるにつれまして、コロナウイルス感染も非常に厳しい状況になってくるということでございますが、どうぞ市民の皆様、また市役所にいらっしゃる全ての皆様が、対策に厳重に注意をしていただきまして、これからの年末をお暮らしいただきますように、よろしく願いいたします。

それでは、本日、議案いろいろとございますので、委員の皆様、また理事の皆様には、どうぞ進行をよろしく願いいたしたいと思っております。お願いいたします。

発言される場合は必ず挙手をいただきまして、指名をいたします。マイクの発言ボタンを押してからご起立をいただきまして、必ずマイクを近づけてからご発言されるようお願いいたします。

葛城市議会では、会議出席者のタブレット端末機の情報通信機器の使用を認めておりますので、ご承知お祈りいたします。なお、傍聴者につきましては、情報通信機器の会議内での使用は認めておりません。今日は傍聴者はいらっしゃいませんので、次に移ります。

新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、会議の進行に際しましては、密閉空間にならないよう出入口と窓を開放しておりますので、ご了承願います。

なお、発言される際には、マスクを着用したままご発言いただきますようお願いいたします。発言につきましては、簡単明瞭にいただきまして、会議の時間の短縮にご協力いただきたいと思っております。

ご紹介遅れまして、本日の委員外議員のご出席がございます。松林議員でいらっしゃいます。よろしく願いいたします。

それではただいまより、本委員会に付託されました付議事件の議事に入ります。

初めに、議第89号、大和高田市と葛城市の間の休日診療に関する事務の委託についてを議題といたします。

本案につき、提案者の内容説明を求めます。

森井保健福祉部長。

森井保健福祉部長 保健福祉部の森井でございます。おはようございます。よろしく願いいたします。

ただいま上程になっております議第89号、大和高田市と葛城市との間の休日診療に関する事務の委託について、ご説明申し上げます。議案書の3ページから4ページをご覧くださいませようようお願いいたします。また、お手元に参考資料としまして、葛城広域行政事務組合規約をご用意いたしました。

本案につきましては、葛城広域行政事務組合において共同処理しておりました事務のうち、葛城広域行政事務組合規約第3条（5）に定める、御所市を除く休日診療所の設置、管理及

び運営並びに財産の取得及び管理に関する事務について、葛城広域行政事務組合が令和3年3月31日付をもって解散となることに伴い、これまで当事務組合にて運営しておりました休日診療所を大和高田市が引き継ぎ、開設することから、休日診療に関する事務を委託するための提案でございます。

なお、休日診療所の運営に当たっては、名称を葛城地区休日診療所のままとし、診療科目、診療日、診療時間及び費用負担割合につきましても、従来どおり引き継ぐこととなっております。大和高田市へ休日診療に関する事務を委託するに当たっては、地方自治法第252条の14第1項の規定により、葛城市、香芝市、広陵町と引き継ぎ開設する大和高田市が協議を行い、管理運営の方法や諸経費の負担等について取り決めた内容に関する規約を定めることとし、本市における規約につきましても、議案書4ページの大和高田市と葛城市との間における休日診療事務の委託に関する規約にて定めることといたしました。

この規約の内容でございますが、第1条の委託事務の範囲において、葛城市が休日診療に関する事務の管理及び執行を委託することとし、第2条の管理及び執行の方法では、委託事務の管理及び執行は、法律に定めるもののほか、大和高田市の条例及び規則その他の規定によるものとします。第3条、経費の負担及び第4条の予算の執行では、事業に要する経費は本市が負担し、それに係る収入及び支出は大和高田市歳入歳出予算において区分して計上することとなっております。第5条の決算の場合の措置では、大和高田市は地方自治法第233条第6項の規定により、決算の要領を公表したときは、同時に当該決算の事務委託に関する部分を本市に通知するものとします。第6条の連絡会議につきましても、委託事務の管理及び執行について連絡調整を図るため、必要に応じ連絡会議を開くものとし、第7条の条例等の制定改廃におきましても、大和高田市の条例を制定改廃しようとするときは、葛城市長に通知することとなっております。第8条では、細目でこの規約に定めるもののほか、委託事務について必要な事項は大和高田市と本市が協議して定めるものでございます。

なお、大和高田市と葛城市との間の休日診療に関する事務の委託をするに当たり、地方自治法第252条の14第3項において準用する同法第252条の2の第3項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。ご審議よろしくお願いたします。

川村委員長 ただいま説明願いましたが、本案に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

谷原委員。

谷原委員 よろしくお願いたします。こうした広域行政事務組合の当初の目的を果たしたということで、解散するに当たって、休日診療医療についてはこれについては残していくので、大和高田市がそれを管理運営するに当たり、葛城市もそこで経費の負担をしていくということで使わせていただくということだろうと思いますけれども、この経費負担について、これまで香芝市とか広陵町とかも利用させていただいて、今回も引き続きだろうと思いますので、この経費負担については、どのような負担割合とか、どのような基準とか、そういうものがあるのかどうか、それについて1つお伺いします。

それからもう一つは、この休日診療所に関わることだろうと思うんですが、規約第5条のところに、大和高田市長は決算の要領を公表したときには、当該決算の委託事務に関する部分を葛城市長には送付するというふうにあります。それについては、議会のほうもこれを提出していただけるものなのかどうかということです。それとも、もう決算審議の中で質問があればそうするのか。要は、広域化の中でいつも問題になるのは負担の問題なんですよ。葛城市はどの程度負担してて、他市がどの程度負担してて、公平感の問題がありますので、そういうことを確かめようとするればこういうことになるわけで、この2点質問したいと思います。

川村委員長 森井保健福祉部長。

森井保健福祉部長 まず、経費の負担でございます。従来より、この経費の負担につきましては、毎年11月から10月までに使われた、利用された全体の中の比率でございます。大体、葛城市はこの休日診療所の中でも、使っておられるのは市民の割合が大体20%前後が毎年推移している状況でございますが、その経費の部分を全体の経費の中の90%として、あと残りの10%については3市1町が均等割しているという形で経費割合となっております。

それから、決算書の部分でございます。これにつきましては、毎年、大和高田市からいただくこととなりますが、その分の情報を、毎年決算のときにお渡しします成果報告書のほうに、私どものほうから利用者人数及び金額という形でご報告させていただいておりますので、今後も引き続き、成果報告書のほうに記載させていただきたいと考えております。

以上でございます。

川村委員長 谷原委員。

谷原委員 ありがとうございます。利用者の全体の比率の中で決めていくというのが主なところだということが分かりました。ありがとうございます。

川村委員長 ほかに質疑はありませんか。

増田委員。

増田委員 第3条、「委託事務の管理及び執行に要する経費は葛城市の負担とし」と、私ちょっと国語力が低いのでお尋ねしたいんですけど、「委託事務の経費は葛城市の負担とし」とこう書いてるんですけども、この委託事務の経費というのは按分するんだっただけに分かるんですよ、ここですね。これは大和高田市と葛城市の間で締結した規約なので、そういうふうに表示されるんかなというふうに解釈するんですけども、運営は従来と同じように4自治体で運営されて按分されると先ほど説明ありましたよね。その説明ところの第3条の表現とか何か違うので、そういうふうな表現したあつたら分かるんですけど、全体経費をそういうふうに表示するんだと書いてたら分かるんですけど、これを読むと事務の経費は葛城市が負担するというふうに記述されてるので、これは私の読み違いなんじゃないかな。どうなんですか。こんでいいんですか、表現の仕方。

川村委員長 森井保健福祉部長。

森井保健福祉部長 分かりにくい表現で申し訳ないです。ただ、今回の、先ほどご指摘いただきましたように、この経費につきましては、負担割合という部分で言いますと3市1町で負担割合

がございます。その経費の負担割合のあとの第3条の経費の負担ということでご理解いただけたらと思います。まずは、3市1町で負担割合を決めて、その部分でその経費の支払いの部分という考え方ということになりますので、ご指摘のように、まずは3市1町の部分、先ほどご質問いただいたように、まず90%が利用者負担割、利用された形の比率になります。それと10%が4つの自治体で割らせていただいた上という形になります。

以上でございます。

川村委員長 今の答弁、今の質問に対して的確かどうかというのは、私もちょっと気になる。この表現というのは、葛城市と受託される大和高田市、要するに葛城市に対してだけのことなのでという、もうちょっと整理した形の表現で言うていただいたらいいのかなど。要するに、全体の経費の按分という部分の葛城市の部分に当たるところの契約やというふうな表現で、もうちょっと答弁をもう一回整理して。

森井保健福祉部長、どうぞ。

森井保健福祉部長 この第1条のところに、委託事務の範囲というのを先に定めさせていただいております。その部分で、先ほど私言いましたように、葛城市の部分という形で指定した上での第3条でございます。この規約につきましては、香芝市、葛城市、広陵町はそれぞれ大和高田市との間で締結するという形になります。

以上でございます。

川村委員長 増田委員。

増田委員 分かりました。第1条、「葛城市は本市に係る事務委託費の負担を」というふうにしたらよう分かんねけども、休日診療に係る事務の管理を委託するか。要するに葛城市に係る部分の事務の委託料は葛城市が払うと、こういうふうに理解したらいいんですかね。その辺の文言が入ってないのでちょっと分かりにくいので、そういうふうに理解をさせていただきます。

川村委員長 よろしいでしょうか。

増田委員 はい。

川村委員長 そしたら、ほかに質疑ありませんでしょうか。

吉村始副委員長。

吉村始副委員長 ちょっと1個だけ、将来のことについてお伺いをいたします。今までは葛城広域行政事務組合ということで、例えば問題については複数の市と町が合議をして決めるというふうなイメージでしたけれども、今回はこれからはあくまでも大和高田市とそれからそれぞれのまちが個別に委託をするというふうなことです。例えば今後なんです、仮に例えば大和高田市と香芝市、それからあるいは広陵町の規約の取決めとか、そういうルールが変わったときに、葛城市に対する影響というものはやっぱり発生するというふうに考えた方がいいのか、それとも、いやもう完全に別になったのでこれは影響しないというふうに考えていいのか、それだけちょっと確認をさせていただきます。

川村委員長 森井保健福祉部長。

森井保健福祉部長 この委託なんです、従来の広域行政事務組合のときと全く同じように3市1町

集まりまして協議をさせていただいておりますので、今言われましたように一部のところだけが離脱するとか、そういったことの場合も、当然そういう話の中で出てくるのかなと思いますが、基本的には今現在使っておられる方がおられますので、想定ができない状態でございます。

以上でございます。

川村委員長 よろしいですか。

吉村始副委員長 結構です。

川村委員長 今までは、大和高田市も全体に入ってた中で、3市1町で全体のことを決めてたけども、もう要するに受託している大和高田市がそれぞれと委託契約をするということの今回の規約改正ですね。それでよろしいですか。そういうことだと思うんです。それでは、そのように進めさせていただいてよろしいですか。意見言われますか。

副委員長。

吉村始副委員長 つまり、説明いただいていた中で、従来のサービスを維持するためにというふうなことが趣旨だというふうにお答えいただけたと思いますので、理解いたしました。

川村委員長 よろしいですか。

それでは、ほかに質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

川村委員長 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

議員間討議を希望される方はいますか。

(「なし」の声あり)

川村委員長 ないようであれば、これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

川村委員長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより、議第89号議案を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

川村委員長 ご異議なしと認めます。よって、議第89号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議第92号、葛城市国民健康保険税条例の一部を改正することについてを議題といたします。

本案につき、提案者の内容説明を求めます。

川村委員長 前村市民生活部長。

前村市民生活部長 皆さん、おはようございます。市民生活部長の前村でございます。

議第92号、葛城市国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げますので、よろしくお願いたします。議案書の10ページ、11ページでございます。

この度の改正は、平成30年度税制改正による個人所得税の見直しが令和3年1月1日から

施行されることに伴い、地方税法施行令の一部を改正する政令が本年9月4日に公布され、国民健康保険税の軽減判定所得基準が見直されたことによる所要の改正を行うものです。個人所得課税の見直しは、働き方の多様化を踏まえ、働き方改革を後押しする等の観点から、特定の収入にのみ適用される給与所得控除及び公的年金等控除の控除額を一律10万円引き下げ、どのような所得にでも適用される基礎控除の控除額を10万円引き上げるものです。このことで、給与のみ、公的年金のみの所得者は最終的な課税対象所得に変わりはありませんが、国民健康保険税の軽減判定は基礎控除前の所得を用いて判断しますので、影響を受けることになります。そのため、影響が出ないようにするためのものです。

お手元の新旧対照表をご覧ください。1枚めくっていただき、3ページ、国民健康保険税の減額を規定する第21条です。国民健康保険税の法定軽減についての規定でございまして、第1号は7割軽減について、4ページ、第2号は5割軽減、そして5ページ、第3号では2割軽減について、それぞれの基準や軽減額を規定していますが、この各号において軽減判定所得の算定における基礎控除額相当分の基準額を33万円から43万円に引き上げるとともに、当該世帯の被保険者のうち、給与所得を有する者、または公的年金等に係る所得を有する者が2人以上いる場合、その合計人数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えるものです。

ページをおめくりいただき、6ページ真ん中やや下の第21条の2は、所得税法の後に記載の括弧書きの法律番号が、前条第1号中、3ページの赤色分の3行目の括弧に記載されたことにより削除するものです。

最後のページですが、7ページの下3分の1ほどのところからですけれども、国民健康保険税条例の附則第5項、ここでは第21条の軽減判定に用いる判定所得に関して、65歳以上の公的年金等所得については当分の間、当該所得から15万円を控除する特例を規定しているもので、15万円控除の特例によって軽減判定所得がゼロとなるものは、公的年金等に係る所得を有する者であっても、給与所得を有する者または公的年金等に係る所得を有する者に含まないようにするための規定を追加、第21条の65歳以上の年金所得者の所得について110万円とあるのを125万円と読み替えるものです。併せて、既存条例の記載内容の整備を行っています。

年金収入が125万円の場合の年金所得は、年金所得控除額110万円を引いた残りの15万円となるため、公的年金等に係る所得を有する者として給与所得者等にカウントする対象になりますが、附則第5項の15万円の控除の特例により軽減判定所得はゼロとなるため、給与所得を有する者、または公的年金等に係る所得を有する者のカウント対象とならないよう改正するものです。

一番下、本条例の一部を改正する条例の附則として、施行期日は令和3年1月1日、改正後の規定は令和3年度以後の年度分について適用、令和2年度分までは従前の例によることとさせていただきます。

以上、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

川村委員長 ただいま説明願いました本案に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

谷原委員。

谷原委員 この本条例案そのものの質疑とはちょっと外れるかも分からないんですけども、今回の条例改正につきましては、税制改正に伴って給与所得控除及び公的年金等の控除の金額を、先ほどおっしゃったように10万ほど引き上げるために、このまま放置すると所得税等、負担が発生すると。その分基礎控除を10万円増やすことによって、これを所得税が上がらないようにするというふうなことだったと思いますが、いわゆる所得の中で様々な控除を受けた後の所得の合計金額、国民健康保険税などはこれを基準にしていろいろ計算するということになると思いますので、こういう措置を取ったということだろうと思うんですが、ほかにもこういうことで、だから国民健康保険税以外で、所得の合計金額うのかな、いわゆる公的年金、一時所得とか給与所得とか事業所得とかいろいろあって、それぞれの控除を受けた全ての所得金額の合計金額で国民健康保険税なんかは算定されるわけですけども、それ以外のことであるのかどうか、それがちゃんと準備されてるのかどうか。今回はこういうふういきちっと国保税はちゃんとするんだけど、ほかの分はどうなってるのかなという単純な疑問なんです。これ、ちょっと外れるんかも分からないので申し訳ないんですけど、もう答弁できなかったら結構なんですけど、また次の予算とかのそういう段階での話になるんかも分からないんですが、ないんだったらもうないので結構ですし、あるんだったらそういう改正案が出てくるのかということは、また個別に聞いたほうがよろしいかな。そうさせていただきます。条例の審議やからね。

川村委員長 そうですね。ちょっと無理かなと思いますので、個別に質問なさっていただけますか。

谷原委員 そうですね。また、よろしくお願ひします。これ、ほかの、私もいろんな課へ尋ねていかなあかんようになるのはかなんかと思ったので、どなたかに聞いたら分かるようにしていただいたらと思います。すいません。

川村委員長 今回のこの委員会では、ちょっと置いときますので、すいません。

ほかに質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

川村委員長 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

議員間討議を希望される方はいますか。

(「なし」の声あり)

川村委員長 ないようですので、これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

川村委員長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより、議第92号議案を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

川村委員長 ご異議なしと認めます。よって、議第92号は原案のとおり可決することに決定いたしま

した。

以上で、本委員会に付託されました議案の審査が終了いたしました。

引き続きまして、本委員会の所管事項の調査案件に入っていきます。

職員の方の入替えをお願いいたします。

(理事者入替え)

川村委員長 よろしいでしょうか。それではまず、ゴミの減量化に関する諸事項についてを議題といたします。

本件につきまして、理事者より報告を願います。

前村市民生活部長。

前村市民生活部長 市民生活部長の前村でございます。どうぞよろしくをお願いいたします。

葛城市クリーンセンターの2つの業務委託契約の進捗状況をご報告申し上げます。

まず、焼却施設に係る長期包括運転管理業務委託についてでございます。本年9月9日に公募型プロポーザル方式による受託者募集の公告を行いました。同月25日までの参加受付を締め切りまして、1次審査である書類審査を行い、その結果通知を行いました。その後、11月20日に提案書類の受付を締め切り、同月27日に2次審査でありますプレゼンテーション及びヒアリングを実施いたしました。その結果、株式会社川崎技研を優先交渉権者として決定し、今月12月中に交渉を重ねて契約締結予定をしております。その後、令和3年2月末日までの準備期間を経て、3月1日より委託業務開始予定で進めさせていただいております。

次に、リサイクル施設運転管理業務及び資源ごみ等収集運搬処理業務委託についてでございます。本年8月31日に一般競争入札の公告を行いましたが、仕様書の内容に疑義が生じたため、9月23日に一旦中止いたしました。10月5日に再度公告を行い、11月9日、6者参加で一般競争入札を実施いたしました。落札者は宇陀環境開発株式会社で、落札金額は税抜1か月当たりの金額で650万円でございます。現在、令和3年2月業務開始のための準備をいただいております。

以上でございます。引き続きよろしくようお願い申し上げます。

川村委員長 ただいま報告を願いましたが、このことについて何かご質問等はございませんでしょうか。

谷原委員。

谷原委員 よろしく申し上げます。まず、1点目の焼却炉の長期包括契約についてですけれども、入札の状況についてお聞きしたいんですが、1次書類審査に応募をされたのは何者だったのか、最終的に2次のプレゼンテーション、ヒアリングまで受けたのは何者あったのか、それについてお伺いします。及び、契約金額等についても、できたら併せて申し上げます。

川村委員長 白澤所長。

白澤クリーンセンター所長 クリーンセンターの白澤でございます。どうぞよろしくをお願いいたします。

当初は2者応募がございまして、1者は書類不備のため取下げとなっております。契約金額につきましては、今ただいま交渉中でございまして、これからまだ決まっていく次第でござ

ざいます。

以上でございます。

川村委員長 谷原委員。

谷原委員 応募したところが不備、取下げになったということですがけれども、これはどういう不備があったのでしょうか。結局、1者だけになってしまったということですね、2次審査まで行ったということはね。この1者の書類不備というのは、どういうふうに把握されてるのかお聞きします。

川村委員長 白澤所長。

白澤クリーンセンター所長 失礼いたします。そもそも指名願のほうが上がっておりませんでして、そちらのほうで失格となっております。

以上でございます。

川村委員長 よろしいですか。

ほかに質疑はありませんか。

杉本委員。

杉本委員 今の報告以外のごみ減量化についてだったら大丈夫なんですかね。

川村委員長 もちろん、減量化全体で結構です。

杉本委員 僕は久しぶりに厚生文教常任委員会に入らせていただいて、このごみの減量化についてということに対してはあまり話し合われてないような気がするんですけども、市民の方々、ごみ分別、日々大変に頑張っていただいているんですけど、このごみの減量化によってこの資源ごみとごみを分けるという話だと思うんですけども、こういう取組されて、今、葛城市は全国的にというか奈良県的にというか、どういう効果があってどれぐらいの減量化に成功しているのか、分かる範囲でいいんですけども、一生懸命やられてるので、以前に比べてこうなったというごみの減量化に関してというふうな事項なので、その辺のことは今分かりませんかね。

川村委員長 白澤所長。

白澤クリーンセンター所長 すいません。あいにく資料のほうは持ち合わせておりませんが、今、私の感覚で話しさせてもらいますと、このリサイクルごみのほうの分別が始まりまして、当然その燃えるごみというのは減っていくということになるんでしょうけれども、ただ当然、住民のほうも少しずつではありますが増えておりますし、それから今回コロナということで、非常に皆さん、家で片づけされることが多くなったということで、昨年よりは若干、燃えるごみと粗大ごみも含めて増えてるような感じはいたします。

以上でございます。

川村委員長 杉本委員。

杉本委員 ありがとうございます。このごみ減量化に関する諸事項となってるので、次からそういう資料というか、こういう効果がありましたと。あと、もう一つ僕気になるのは、先ほどおっしゃったみたいに、新しい方が来られて葛城市ルールというのがどう映るのか分からないんですけど、そういうときの問題点とか改善点とかも耳を傾けていただくようにして、次でい

いので、また僕、聞かしていただくので、今回はこれだけにしておきます。よろしく願います。

以上です。

川村委員長 前村部長。

前村市民生活部長 先ほど所長から申しあげましたのにもう少し追加で、去年にお世話かけました笹堂のリサイクルプラザと関連いたしまして、容リ、発泡スチロールについては、クリーンセンターにあるものをリサイクルプラザへ持って行かせていただいて処理をさせていただけるようになったと。そして、今現在、シルバーにやっていた各公園の剪定枝についても、リサイクルプラザで剪定枝をチップにして、また公園に戻して、循環型社会、リサイクルをさせていただけるというので、1つは更に前進しているのかなと思います。数字については、すいません、持ち合わせておりませんでした。

川村委員長 杉本委員。

杉本委員 そういういろいろ取組やられてるのは分かって、どういう効果が出たというのがまだ僕には見えないので、次でいい、先ほど言いましたけども、そういうのを目に見える数字というか、グラフというのを用意していただくようお願いしておきます。

以上です。

川村委員長 次回でよろしいですか。実際にそういうデータというか、書面で出せるようなものはあるんですか、前村部長。まだ、そういうのは用意されてないんですか。

前村部長。

前村市民生活部長 ちょっと調べさせていただきます。

川村委員長 いずれか示していただきたいということですので、準備に時間かかるようでしたら、その旨おっしゃっていただいて、出た段階で、委員会、これ、ごみの減量化ということですので、今、非常にいいご意見いただきましたので、委員全体ももうごみの減量化に取り組んで数年経ちますので、できたらそういった資料が出来上がるような状況であれば、また示していただきたいというふうに思っておりますので、よろしく願います。

ほかに質疑ございませんか。

増田委員。

増田委員 ごみの減量化、関連でお尋ねというか、お願いというか、させてもらいます。ごみの定義ですね。資源化をするということで、リサイクルセンターなり、いろいろと分別なりしていただいた。私の頭の中のごみというのは、リサイクルできない収集した家庭から出たものの中で、どうしても次に使えないものを焼却したものがごみで、リサイクルしたものは資源として再利用するんやと、そういう数字だてを聞かせていただいたらありがたいなと。家庭から出る使えなくなったものを出した、リサイクルで収集していただいた。本来なら、今までなら燃やしてたやつを資源に変えましたと、この数字の比較をしていただいたら分かりやすいかなと。それがごみの減量化のそもそもの目的であるのかなというふうに思うんですけども、なかなか排出された総量をシミュレーションするという事は難しいと思うんです。ただ、生ごみを燃やした、どうしても再利用できないで燃やした量というのはスケールできて

と思うので、その辺で分析していただいたら結構かなというふうに思いますので、よろしく願いしておきます。

川村委員長 じゃあ、ご意見として、今のとてもいいご指摘やと思います。家庭から一旦出したものは全部、家庭内の人はどうされるかというのは分からずに一旦ごみとして出しますからね。それがどういった形になっていくのかと、資源になるのか、ごみになるのかという、そういった分析も兼ねたような資料ということを求めておられますので、また工夫していただいて後日提出していただければありがたいと思います。お願いいたします。

ほかに質疑。

谷原委員、すみません、どうぞ。

谷原委員 ごみの減量化でなくて、また戻りますけれども、焼却炉の契約の問題について再度お聞きしたいんですけども、契約について、今、金額を交渉中だというふうにおっしゃったので、これは6月議会の一般補正予算で長期債務負担9年でしたか、それで金額を出されて補正予算で決めているわけです。プロポーザルをやった後、こういう金額の交渉ということなんですけれども、どういう交渉なのか。単純に言うたら、できるだけ低く抑えるための交渉してはるのか、1者だけの業者だったので、そこから何らかまた業者のほうから、これではできないというふうなことになってるのか。補正予算で金額をそういうふうな形で決めておりますので、最後そういうふうにご答弁でしたので確認させていただきたいと思いますが、どういふ交渉をされているのかということです。

川村委員長 白澤所長。

白澤クリーンセンター所長 クリーンセンターの白澤です。よろしく願いいたします。

実際、予定価格というのを、当然、算定しておりまして、その予定価格以内の価格での今回プロポーザル参加ということになっております。その金額ですけれども、言うたら向こうが提案されてきた内容、それからこちらが思っている内容というのを擦り合わせていく段階で、当然その金額の動きがございまして、市としてはできるだけ安いほうがいいということで、その辺でのスリム化を図っている状態でございます。

以上でございます。

川村委員長 よろしいですか。

谷原委員 予定価格の中の範囲で、それで更に抑えていくという、向こうは向こうでまた交渉ということでしょうけども、分かりました。

川村委員長 ほかに質疑はありませんか。

内野委員。

内野委員 今、国のほうでは、脱炭素、またCO₂削減に向けて2050年までにゼロを目指そうということでやっているんですけども、今後、葛城市としていろいろと計画を立てていかれると思うんですけども、今何か考えておられることとかはございますでしょうか。

川村委員長 前村部長。

前村市民生活部長 この後、協議会で報告させていただこうと思っておったんですけども、今現在、福祉総合ステーションのほうで、まさにCO₂削減効果、そして災害に強いということでガ

スコージェネレーションシステムを導入させていただき、環境省の補助事業として補助金を活用してやらせていただいております。これが、まさにCO2削減の取組と考えております。以上です。

川村委員長 内野委員。

内野委員 今後いろいろと協議されて、今、葛城市としてはこれからいろいろと考えていただけるいうことで、今のところはそれだけの取組になってるんですか。分かりました。結構です。いいです。分かりました。

川村委員長 微妙なところで、ごみの減量化のこの調査案件、関連していくんですけど、協議会でまた報告ありますので、すいません。よろしいでしょうか。

ほかに質疑ありませんでしょうか。

(「なし」の声あり)

川村委員長 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

もう質疑がないようですので、本件につきましてはこの程度にとどめたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

川村委員長 それでは、本件はこの程度にとどめたいと思います。

それでは続きまして、学校給食に関する諸事項についてを議題といたします。

本件につきまして、理事者より報告願います。

吉井教育部長。

吉井教育部長 おはようございます。教育部長の吉井でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、学校給食に関する諸事項についてということで、本日は大きく2点についてご報告させていただきます。

まずは、現在係争中の裁判の件につきまして、市内パン炊飯業者との裁判につきまして、令和元年度12月議会での厚生文教常任委員会におきましてご報告させていただきました以後の経過についてご報告させていただきます。また、2点目としまして、学校給食に関する諸報告といたしまして、本年度実施いたしました給食費無償化の状況、そして牛乳及び米飯の供給につきましてのご報告を、担当課長よりさせていただきます。よろしくお願いいたします。

川村委員長 油谷所長。

油谷学校給食センター所長 学校給食センターの油谷です。おはようございます。よろしくお願いいたします。

ただいまの吉井部長から発言がございました裁判の進捗状況についてでございます。学校給食の物資供給していた市内パン炊飯業者からの訴訟につきまして、昨年12月以降の裁判の状況につきましてご説明させていただきます。

裁判のほうは、原告、被告とも証拠を提出し、口頭弁論のほうを行ってまいりましたが、双方証拠も出し尽くしたということで、口頭弁論のほうは終了いたしました。こちらのほう

は終結いたしました。令和2年12月9日に、証人尋問のほうが行われております。今後の予定といたしましては、裁判所のほうからなんですけども、令和3年2月24日に結審を予定されています。

続きまして、本年度の学校給食の無償化につきましてです。本年度の学校給食は、6月の学校再開後、6月15日から学校給食のほうが実施されています。新型コロナウイルス感染症の経済対策といたしまして、幼稚園、小学校、中学校の子育て世帯への支援策といたしまして、地方創生臨時交付金を活用した給食費保護者負担軽減事業を6月から11月の間、行いました。幼稚園の3歳児につきましては7月から12月の間で、今現在、実施しております。6月から11月までの実績につきましては、月平均3,825人が対象になりまして、6月から11月までの給付の実績といたしましては約8,776万円相当を給付しているということになります。

続きまして、現在、学校給食で提供しております牛乳の件でございます。現在、学校給食の牛乳は瓶容器で提供しております。本年令和2年3月24日に奈良県牛乳協会から通知がございまして、現在、瓶容器で提供している市町村についても、令和3年度から奈良県内全域で学校給食用の牛乳は紙パックでの提供に変更になるというものでございました。その紙パックに変わる理由といたしましては、牛乳を瓶に充填する設備を製造するメーカーの撤退が相次ぎまして、瓶での学校給食用牛乳の安定供給ができない。それと、瓶で供給している2社のうち、万が一、1社のラインが止まると、他社でその分を賄うことができないという理由で、変更に踏み切るということです。こちらにつきましては、学校でいろいろとご心配いただいておりますアレルギー対策や、処分方法を変える必要もありますので、給食センターでは今までどおり瓶で提供する方法を模索してまいりましたが、学校給食の数量を瓶で賄える業者がないため、来年度、令和3年4月から紙パックでの提供に変わっていきます。それと、あと飲み終わった紙パックの処分方法につきましては、学校やクリーンセンターとも協議してまいります。

続きまして、学校給食の米穀についてでございます。学校給食は、地産地消の一環で、平成31年1月から葛城市内産の米ヒノヒカリを米飯に使用しています。令和2年度は、西日本広域にわたり米の害虫による被害がありまして、葛城市においても大きな被害を受けております。学校給食の米穀の確保について、皆様にもいろいろとご心配いただいているところでございます。本年10月12日にJAのほうに確認したところ、学校給食用の米穀の葛城市産米の確保のほうはできているということでもございました。ただ、1等米の基準を満たす米が少ないため、2等米での納入になるとの返答をいただいております。一応、葛城市産の市内産米での確保はできているということでもございます。

報告につきましては以上です。よろしく申し上げます。

川村委員長 ただいま報告願いましたが、このことについて何かご質問ございませんでしょうか。

内野委員。

内野委員 今、牛乳のことをお聞きしたんですけども、これ、瓶から紙に変わって、価格等はどうか。上がるとかいうことはあるんでしょうか。

川村委員長 油谷所長。

油谷学校給食センター所長 本年度につきましてですが、紙パックで提供の分も瓶での提供についても、価格は同じになっております。

以上です。

川村委員長 内野委員。

内野委員 今年度は価格一緒ということで、今後、紙パックに変わっていくということになれば、やっぱり価格も同じ値段というふうに理解させてもらってよろしいですか。まだ分からないということなのか。

川村委員長 油谷所長。

油谷学校給食センター所長 来年度の牛乳の供給につきましては、県のほうで入札を行いまして、ここで価格が決まる予定でございます。基本的に、本年度も、牛乳のほうは瓶も紙パックも同じ価格というふうには聞いております。よろしくお願ひします。

川村委員長 内野委員。

内野委員 ありがとうございます。

川村委員長 ほかに質疑ありませんか。

杉本委員。

杉本委員 また引き続き、報告とは違うんですが、学校給食についてお聞きしたいんですけども、前、コロナ禍の中で、給食、感染を防ぐために品数を減らしてという話あったんですけども、これはもう元に戻ってるんですよ。これ、戻った時期を教えてくださいのと、もう一つ僕が、数は減らしてもええけど量を増やして出したらええのと違うかという話したんを思い出したんですけども、そのときにメニューを聞いたときに、これアレルギーの子らは大丈夫なんかなとすごい思った記憶あるんです。その辺の、品数減ったらそういう対応ができにくいのと違うかなと思ったんですけども、その辺の対応、例えばクレームであったりそういう問題点なかったのかというのを聞かせていただきたいです。

川村委員長 油谷所長。

油谷学校給食センター所長 ただいまのご質問で、給食の品数についてでございます。今、品数については、今現在も1品減の状況で給食のほうを提供させていただいております。正しい量につきましては、カロリーを満たせる、栄養を満たせるように、量のほうを増やしての提供しております。それとアレルギーの対策についてですが、アレルギーをお持ちのお子様、牛乳、エビ、カニ、4品目のアレルギー対応食なんですけども、こちらのほうはアレルギー対応メニューを別に作っております、そのメニューを対象の方の保護者に事前にお渡しして、食べれるもの等を確認いたしましての提供をしております。

以上です。

川村委員長 杉本委員。

杉本委員 ありがとうございます。ちゃんとやっていただけてるということ、それ、何か問題があったからそうしたのか、ずっと従来そうやられてたか、というのは、僕、前に聞いたときに、「うん、大丈夫かな」と思ったんです。だから、そうお聞きしたことあって、そのときに、

「うちの子アレルギーやから、品数1個は食べられへんねん」みたいな声聞いたことあったんです。その辺は、問題があつて変えたのか、もうずっとそれやってはって問題はないのかと、ここが知りたいんですよ。

川村委員長 分かりますか、質問の趣旨。杉本委員、要するにアレルギーメニューの中で少なくなつてるといふ指摘ですよ。さっきの答弁は、全体のメニューは、アレルギーの対応の人は違うメニューで保護者と確認をして、今、アレルギーの方が食べるものがないというふうにおっしゃったのは、アレルギーメニューを見てその中で、「これだったら食べるものがないじゃない」といふような質問があつたというふうな解釈でよろしいんですかね。全体メニューを見て、アレルギーメニューでないメニューを見てじゃなくて、アレルギーメニューを見て、そのメニューを見て保護者が言うたのか、そこところが境が分からないので、もう一回言うてください。

川村委員長 杉本委員。

杉本委員 というのは、品数減つたじゃないですか。そのときにお聞きしたときに、「食べるもんなかったん」といふ声を聞いたことあったんですけども、それはその方だけなんか分からないですよ。だから、今言うてるのは、所長は「ちゃんとやってます」と言うんですけど、それは何か問題があつてやったのか、ずっとそれ従来やられてたのかが僕分からないから、それをお聞きしたいんです。だから、ちゃんとずっとやってはんのやったらそれでいいんですけども、問題があつたんやったら、何でそんな問題あつたんやと聞きたいんですけど、なかつたらいいんですよ。そこを聞きたいだけ。

川村委員長 油谷所長。

油谷学校給食センター所長 アレルギーのメニューの対応につきましては、新しい給食センターができてから、アレルギーの対応食を出しているというふう聞いております。アレルギー対応食でも食べられないものがあつた場合、できるだけ代替のものを出させていただいて、それでも駄目な場合はお家のほうからご持参いただくというふうなお願いをしております。

以上です。お願いします。

川村委員長 要するに、アレルギーの対応食のメニューを出すけれども、その子、親と確認しながらやつて、それでもそのコロナのときに、そのメニューが少なくなつて、その対応はもう保護者に任せてるといふ答弁で、所長、よろしいんですね。そういうことですね。それでよろしいですか。要するに、メニューは非常にコロナ禍の中で削られてると。非常にシンプルなメニューだったら、「こんなん食べるのいやんか」といふ話になつてるかもしれないけれども、アレルギー対応食については、もしその分で不足であれば家庭から持ってきてくださいということやというふうには私は解釈したんですが、それでよろしいですか。そんでよろしいですね。そういうことらしいですが、もうちょっと答弁まとめたら、よろしいですよ。何かまだ消化されてないみたいですけど、よろしいですか。何か納得されてないから、よろしいですか。

杉本委員 まあ、ちゃんとしてくださいということですよ。

川村委員長 そういうことですね。じゃあ、もう答弁求めませんよ。

ほかに質疑はありませんか。

谷原委員。

谷原委員 給食の報告事項以外のことなんですけれども、この間、厚生文教常任委員会でおいしい給食、食物残渣という形で、残渣が残らないように皆さんが本当に温かくおいしい給食を食べていただきたいということで、いろいろとここの委員会でも議論してきたと思うんです。ところが、今、コロナの問題で、私は食べるときは楽しくというのは大事だと思ってるんですけども、前向いてしゃべらないで食べなさいということになってると。そういうことは保護者の方からよく聞くんですよ。黙って食べなあかんということで、子どもは給食がそんなに楽しくないのかなというふうに心配されてる向きもあるんですが、食物残渣みたいな形でこの間どういうふうな形に出てるのか、そこをお聞きしたいんです。

川村委員長 残渣のことですね。

谷原委員 残渣ですね。

川村委員長 油谷所長。

油谷学校給食センター所長 学校給食センターの油谷です。よろしくお願いします。

食物残渣につきましては、本日、資料のほうは持ち合わせてはいないんですけども、通常とそれほど変わらない形では残渣のほうは出ております。

以上です。

川村委員長 谷原委員。

谷原委員 ないということでありましてけれども、今日は教育長も来られていますので、私は給食は楽しく食べれるということが非常に大事だろうと思うんです。いろいろ給食の取組で工夫されてるところでは、例えばメニューの名前1つ取っても、何か今日の給食なんだろうなと思わせるようなネーミングをしたり、いろいろとそういう工夫をされておられると思うんですが、今コロナ禍の中で、大変、給食時間がそういう時間になってるということで、まずは感染対策が一番なので、当然そうなるのはやむを得ないかなとは思いますが、そこら辺の取組というか、実際の学校現場のほうでどのような声が上がっているのか、お聞かせ願えたらと思います。

川村委員長 杉澤教育長。

杉澤教育長 教育長の杉澤でございます。ご質問ありがとうございます。

今、委員ご指摘の食べ方の問題なんですけど、やっぱり今までの給食の時間というと、グループを作って、その中でワイワイと食べて楽しくするというのが学校給食だったんですけども、今はもう全く駄目で、普通の講義形式というか、普通のままでやってるということで、委員ご心配のように、やはり楽しい給食は今の時期は次の問題になってるんじゃないかなと。まず感染防止ということに主眼を置きますので、楽しさというものはちょっと今は考えられない。というのも、給食だけじゃなくて家庭科の実習とかも今はなかなかできないような状況でございますので、まずは落ち着くまでは、その感染というものに十分注意をした上で給食をやっていきいたいというふうに考えております。それが1つ目。

あと、おいしい給食の追及のほうは、大田忠道さんのほうに来ていただきまして、給食の

メニューを作って子どもたちに食べてもらったというのも、今年度の給食の目玉の1つかなと。それから、例年やってるんですけども、管理栄養士のほうでメニューの中に図書のように読書習慣と結びつけてメニューを考える等で、おいしい給食のほうの工夫は続けているというのが状況でございます。今後も様々な方法を駆使して、やっぱり子どもたちに楽しいおいしい給食のほうを提供していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

川村委員長 谷原委員。

谷原委員 ありがとうございます。食は文化でもありますし、楽しくこの給食時間が過ごせるような時期が早く来るように、私も願ってるところです。

食物残渣の件につきましては、毎回ここで、1つの目印として、子どもたちがおいしく食べて残渣が少なくなってるのかなということでもいつもお聞きして、今回もそういう取組をされてるのであれば、どういう結果になるかなというふうな基本的なデータだと思いますので、またよろしくお願ひしたいと思います。

最後になりましたけど、コロナで、やっぱり子どもの心のケアということが忘れられてはならないと思うんです。やっぱり、まずは感染防止ということでどうしても我々大人は考えがちですけども、毎日過ごしている子どもたちにとっては、給食の時間というのは本当に、学校の中ではリフレッシュして、次の勉強に向けてのエネルギーを心身共に得るところだと思いますので、そういう点で、そういう時間が今は制約されてるということもあります。日頃、コロナ禍の下で子どもたちも我慢していると思いますので、引き続きそのケアの問題についても配慮していただけたらと思います。

以上です。

川村委員長 ほかにございませんか。

吉村副委員長。

吉村始副委員長 今、谷原委員の質問を伺ってまして、ちょっと関連で。今、給食では従来みたいにワイワイガヤガヤというのはなかなか難しいというふうなこと、現実としてそうなんですけども、もう一步踏み込みまして、例えば、感染防止、給食に限らないんですけども、そういった教育というか、そういったことにも取り組んでおられるかどうかをお伺ひしたいと思います。

川村委員長 杉澤教育長。

杉澤教育長 どうお答えしたらいいのかわからないんですが、ふだんやっている、自分自身がするその手指消毒とか、それからマスクとか、それから給食のときですので、ほかのエプロンとかそんなのは当然やっておりますし、それから今、給食を使う台とかの消毒等、これについても実施しております。それから、当然、教室の換気の問題もありますので、それも十分注意した上でやってると。そうやって、担任が多分中心になってやってると思うんですが、そういうことが、今、子どもに対するその感染対策の学習というか指導になるんじゃないかなと。特別時間設けて、これが給食用の指導ですよということは多分してないというふうに思います。

以上でございます。

川村委員長 副委員長。

吉村始副委員長 ありがとうございます。ちょっと聞き方があれやったんですけど、今、マスコミ等で、例えば食事のときのマナーみたいな、例えば食べるときにこうやこうやとか、主に外食のときなんですけれども、こういうふうにしなさいというふうなことが言われてますので、子どもたちは外食はそれはもう控えるに越したことはないんですけども、そのことも含めて、そういうことをやってくださいということではなくて、そういうことがなされてるのかなというふうなことを伺いました。

川村委員長 答弁よろしいですね。

吉村始副委員長 結構です。

川村委員長 ほかにございませんか。

議長、お願いします。

西川議長 1つ気になってるのは、この政権うか、阿古市長になったら、いろんな裁判をようさん出されてるわけや。それで、まだこれ地元業者を切って、どこの八尾市のほうから引っ張ってきた業者が。これ何でやて、異物混入やどうのこうの言うてワーツと燃えて、この異物混入のことについて、きちっと前にその業者監視してるのかどうか。それで地元業者を切ってまで、今の給食、どれだけの差があるん。パンでも温かいパン食べたのに、今、全然やと。そんな成果がどこにあるのか。ちゃんとそこを見極めてんの。ほんで、これ和解の話まで出たつやつを、今度、結審するまで行くというんなら、どういう見通しを立ててんのか。

川村委員長 答弁、どなたがしていただけますか。

油谷所長。

油谷学校給食センター所長 学校給食センターの油谷です。よろしくお願いします。

先ほどのご質問ですが、米飯、パンにつきましてですが、学校給食のほうで異物混入等の事例の報告がございました場合は、こちらのほう、給食センターから異物を取りに行きまして、それを提供した業者に状況を報告しまして、業者のほうで分析をしていただいております。6月以降、異物混入の件では報告が8件ほどございましたが、そのうち3件は加熱処理がされていない髪の毛が混入しているということで、製造工程よりも配膳の過程での混入のほうに主として報告されております。ほかに、毛髪やそのほかおこげ等の物質が混入した場合はございますが、そちらについても厳重に業者に注意をいたしまして、それ以降、従業員への周知、指導の徹底と混入対策のほうを徹底してやっていただくように、こちらからも指導しております。

川村委員長 今、議長が質問されたのは、その成果、要するに変えた成果というのがあるかというふうなことをおっしゃってるので、今現状、今現業者、要するに変えた業者の異物混入について言われてますけども、今、議長の質問は、前もそういう事例があつて、今度もまた業者を変えたと、変えた成果はあるかと聞いておられるんですね。

川村委員長 吉井部長。

吉井教育部長 教育部長の吉井でございます。

ただいまの成果という面でありますけども、まず業者におきましては、衛生管理体制などの定期的な確認を行いまして、こちらのほうも間違いがないようにということではしておりますので、特に差異というのはありませんけども、そのことによりまして、先ほど言いましたような異物混入等は数件は出ておりますけども、以前よりも減少はしてきているということで、その辺が成果になるかなとも思います。

また、先ほど議長おっしゃられましたように、パンの温かい、冷たいというのがありますけども、学校現場のほうからは、特においしくない、まずいとか、味等についての意見は現在出ておりませんので、その辺も一応の成果を上げておるところかとは思っております。

以上です。

川村委員長 議長。

西川議長 裁判の見通しよ。

川村委員長 裁判の見通しの答弁ですね。それは、答えれますか。これは、教育長ですか。誰が答えてくれるんですか。

杉澤教育長。

杉澤教育長 教育長の杉澤でございます。

昨年のこの厚生文教常任委員会のおきも、西川議長のほうから今のようなご質問をいただきました。そのときに私お答えしたのは、今のご質問もあったんですけど、「切って、その後どうしてんねん」と、「地元の業者とかもしっかり指導してんのか」というようなご指摘もいただきました。そこで私もお答えしたんですけども、「こちらが指導しようにも、その裁判になってお互いに話ができないという状況が続いてるんだ」というようなお話をさせていただきました。そのときに、いつか、もう向こうも裁判を取り下げてという話もあったので、こっちも、ああそういうふうな流れでいくんだなということで対応してたんですけども、結局その話止まりました。裁判がそのまま続いているというのが実情でございまして、先ほど所長のほうから報告あったように、一応12月9日の尋問で、証人尋問もそれで終わって、今度2月24日に結審を迎えるというこの予定を聞かせてもらってるだけで、議長のほうから言うてもらってるように、お互いに話し合いをしてどうなったんかと、そういうことの進展はございません。

以上でございます。

川村委員長 議長。

西川議長 いろいろと問題があつてこういうことになったということは承知はしてるけれども、やっぱりいろいろ一般競争入札でいろんなことを決めていくのもええんやけれども、それは指摘したように、これはごみのほうへ触れていったらあれやけども、ガーンと抑えた。これは一生懸命努力してくれはったら、それはそれで、ああ、今までえらい高いあれやってんなとか、そんなことはある。今も、異物混入もそういうようなこともあつてんけれども、僕が言うてんのは、やっぱり特に市長に言いたいのは、その努力は私は認めてるわけやけれども、できれば地元の業者、ここへ税金を納めてくれる業者を指導して行って、あかんとところはちゃんと指導して行って、そしてやっぱり地元の業者がそういうふうになんとできるんであれ

ば、地元業者を指導して使って行ってやって、そしたら葛城市にある企業は何らかの税金も納めるわけやから、そういう努力をしてやってほしいと。ほんで、子どもにもうえらい評判で、給食も、あの業者はというのやったら、それやったらええけど、そやけど、あんまりそんな差ないのと違うかと僕思うてるので、あんねやったらあるであれやけれども、できればそういうことを指導してやってほしい。そして、地元にある業者を指導しながら地元業者を、その慣れ合いになったらいかんけれども、ちゃんと一定の基準があって一定のことをサービスしていくんやったら、そういうふうなことを理事者側いうか、行政側も監視はきちっとやり指導はきちっとやって、そういうふうな形を僕は取って行ってあげてほしいなというふうな思いです。あかんもんはあかんけれども、そこんところを普通、話をし、指導できるもんならしてやって行ってほしいと、そんな無理にボーンと変えやんでもええのと違うかというふうな気持ちを持っています。今のごみのことに関しては、えらい成果上げはったなあとは僕は思うてますよ、市長に対して。そやけど、それやったらそれで、またきちっとそこんところを守っていくんなら、その辺でいろいろと比較しながら、ああこれやというふうなことになっていくんなら、給食のことに関してもそういうことを思うてるので、そういうふうな考え方を理事者のほうも持って行ってあげてほしいなというふうな思いで申し上げました。

川村委員長 杉澤教育長。

杉澤教育長 教育長の杉澤でございます。

西川議長に言っていたこと、そのお気持ちもよく分かりますし、言っていた意味もよく分かるんです。そこで、昨年度も答弁したんですけど、私自身、新庄のほうでずっと教師やらせていただいて、30年以上もこのA社の給食をいただいているので、体のここら辺まで本当にそのパンとご飯は入ってるわけです。だから、決して、憎い、潰してやろうとか、そういうような憎いとかでなくて、私、教育長に就任させていただいたときに、過去の異物の問題で本当にもう保護者になってたわけです。それをどうにか抑えるということに対しては、やっぱり今の方法しかなかったということなんです。それでその後も、今、議長のほうで言っていたように、しっかり指導はしたんか、話はしたんかというご指摘もあるんですけど、しようと思ったときに矢先に訴えられて裁判になったわけです。そうになると、こちらのほうから話ができないというのが実情で、今のように進んでいるという実情でございますので、だから決して、どうにか向こうのほう、可能ならば今おっしゃっていただいたような市の業者も使っていきたいという考えはあるけれども、現状に至っているということをご理解いただきたいというふうに思います。

以上です。

川村委員長 よろしいでしょうか。

西川議長 結構です。

川村委員長 ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

川村委員長 ないようであれば、本件につきましても、本日はこの程度にとどめたいと思います。

最後に、磐城小学校附属幼稚園周辺一帯整備についてを議題といたします。

本件について、理事者より報告願います。吉井教育部長。

吉井教育部長 それでは続きまして、磐城小学校附属幼稚園周辺一帯整備につきまして、お手元に配付させていただいておりますA3判のホッチキス止めの資料によりまして、改築工事の経過につきまして、担当課長よりこれからご報告させていただきます。よろしくお願いいたします。

川村委員長 村田課長。

村田教育総務課長 教育総務課の村田でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

磐城小学校附属幼稚園の改築工事についてご説明させていただきます。資料の1ページ、磐城小学校周辺一帯全体計画図をご覧ください。こちらでは、磐城小学校周辺の施設を計画的かつ一体的に整備していくという計画の下、この度の磐城小学校附属幼稚園改築工事を取り巻く施設を、位置的に、またその範囲について示させていただいております。

めくっていただきまして、2ページ、工事工程計画表では、令和元年6月に契約議決をいただき、まず保育室6室及び職員室の建築を行う1期工事を2ページの左半分部分の工程のとおり実施してまいりました。令和2年度では2ページの右半分の工程となりますが、保育室3室及びリズム室の建築を行う2期工事を実施しているところでございます。この表中、③の既存北園舎の解体、下のほうに書いてございますが、そちらの部分と、表中④の2期工事の園舎の建築工事までを終えまして、昨日の12月14日から園舎の仮使用を開始したところでございます。現在は、表中⑤の既存西園舎及び南園舎の解体工事の工程を進めさせていただいているところでございます。

ページめくっていただきまして、3ページ、ステップ図では、その工程時期の仮設の状況や仮園庭の位置、また園児の動線を示させていただいております。上段の①と②は、1期工事として昨年度実施済みの工程でございます。

次に、③から⑥までの工程が今年度の2期工事として実施する部分でございまして、現在は⑤の状態の中で工事を進めております。ステップ図の中の⑥を拡大した図が次の4ページの平面図になります。この図の着色をしていない建築箇所が1期工事の部分でございまして、上部の緑色の箇所が2期工事の部分でございます。

めくっていただきまして、5ページについては、2期工事を終えた最終の完成予想図となっております。

以上が2期工事の現在の状況、進行に向けた今後の工事の予定でございます。説明は以上でございます。

川村委員長 ただいまご報告願いましたが、このことについて何かご質問ございませんでしょうか。

ちょっと資料見てはる間、あれやけど、大丈夫ですか。ご質問。

そしたら、吉村副委員長。

吉村始副委員長 磐城小学校とそれから幼稚園とのことで、もともとあった境から幼稚園の園舎が結果的にはみ出して磐城小学校のグラウンドの面積が狭まることに対しまして、かねてからほかの委員からも、これについてはという意見があったときに、この幼稚園と小学校のグラウンドを一体的に運用するというふうなご答弁があったかと思うんですけれども、これについ

ではちょうど5ページ、完成予想図のところ、ここんところに幼稚園と小学校との間に、これはあくまでも図ですので、ここに実際はないであろう白い線がこういうふうに分かれてまして、それを越えて今後一体的に運用管理をするというふうなことを聞いてると思うんですけども、これについて方針といいますか、それをお聞かせ願えたらと思います。

川村委員長 吉井部長。

吉井教育部長 ただいまのご質問にお答えさせていただきます。

以前のこの厚生文教常任委員会でもお答えさせていただいてましたとおり、委員おっしゃられますように、幼稚園と小学校のこの境をなくすことによりまして南北への広がりができますので、そちらのほうにおきまして小学校と幼稚園との交流ができ、幼稚園の子どもが小学校の低学年の子ども等と交流を持つことによって、今度、小学校に進学するときに行きやすい、親しみやすいというような効果が出るということで、一体化ということを目指にしまして、こういう形を取ったということも1つ狙いでもあります。

以上です。

川村委員長 吉村副委員長。

吉村始副委員長 今、部長答弁いただいたこと、承知しました。幼稚園の遊具につきましても、例えば小学校の低学年の方であれば、小学校の遊具よりも慣れ親しんだといいますか、体の大きさも含めて幼稚園の遊具のほうが使いやすいというふうなこともあろうかと思しますので、またその辺りもまた柔軟に、現場のほうでは利用については対応をお願いできたらというふうに思います。

以上です。

川村委員長 ほかにございますか。

増田委員。

増田委員 以前にも、私、この設計に関してちょっと疑問を抱いてて、できたもんはしゃあないんですけども、3の図の①のところ、工事中の図面のところの左の端、児童館の下のところの園児登園ですか。これは、工事中の仮の入り口であったと。終わると、この⑥の図のところではもうフェンスで区切られてしまったと、出入りは北側の道路からの入り口しかない、という完成予定図なんですね。

まず1点は、このフェンスを行き来できる、できない理由というのがあんのかなと。ないなら出入りしたらええのと違うかと。要するに、そんなことないですよ、これ。皆、自らが幼稚園のことやからこれは送迎ないですよ。自分で来はりまんねん、歩いて。だから、ここに送迎の車が渋滞するようなことは、現刻、私はないとはいえ、あることもある。雨の日なんか送ってくることもある。そういうときに危険が伴うなという心配をしてるから聞いてるんです。このフェンスから出入りができる、管理ができるようであれば、この1番の図面にあるこの駐車場に車で送ってこられた方が、雨やからという理由はあまり良くないかも分かりませんが、病気になるってお迎えなりお送りになられた方も、この駐車場を使ってフェンスから入ってこられるという方法も手段として取っとくべきと違うかなと。常にここを出入りするというのは管理上難しいと思うんですけど、もうシャットアウトといいますか、

ここ出入りができない構造になってるようになると思うんですけども、これ畑と書いてるので、この部分かなというふうに思うんですけども、4の図のところ。畑の上、それから物置とかもあるので、恐らくこれ行き来できる設計じゃないと思うので、その辺のお考えをお聞きしたいなというふうに思うんですけども、非常にここを閉鎖すると不便かなというふうに感じるんですけども、いかがでございますか。

川村委員長 吉井教育部長。

吉井教育部長 ただいまの委員の質問にお答えさせていただきたいと思います。

まず、幼稚園のほうにおきましての確認事項でございますが、現幼稚園におきましても、基本的に登園、降園につきましては、北側から登降園をしていただくということが原則ということで幼稚園のほうから聞いております。ただし、今、委員おっしゃられておりますように、現在の磐城学童保育所前の駐車場等におきましては、体調の悪い子どもさんの送り迎え等がありました場合には、西側の門から子どもさんと一緒に登園、降園されるということが現在もありました。今度、新しい園舎につきましても、基本的には北側からの登降園が原則となります。その理由といたしましては、こちら委員おっしゃられておりましたように、2か所からの登降園ということになりますと、そちらの確認、それと管理等におきまして、磐城幼稚園におきましては園児が多いので、その辺の先生の人数が要ということもあるんですけども、西側のこの⑥の一番左側、葛城市立磐城校区児童館の下に、若干、工事用スペースという緑の字があると思うんですが、その文字のちょっと上ぐらいに開閉の図が付いてると思います。ちょっと小さくて分かりにくいんですが、こちらのほうを使いまして、ここからは出入りができるということにしておりますので、体調の悪いお子さん等が、これまでみたいに磐城学童の前に車を止めてお子さんを連れてこられる場合は、こちらの門を開放して連れていただくとか、あと5ページの完成予想図のところ、右側のところに車が2台あると思いますが、赤い車の横に身障者専用駐車場を設けておりますので、こちらのほうに車を止めていただいて、そこから体の不自由なお子さんを連れて登園していただくということもできますので、その辺で利用いただいたらと思っております。

川村委員長 増田委員。

増田委員 分かりました。5のパーズ図のところ、軽くスロープになってるところ、ここは原則、鍵はかかっているけども、緊急時用の出入りを可能にすると、こういうふうにご理解させていただきました。ありがとうございます。

川村委員長 ほかに質疑はありませんか。

杉本委員。

杉本委員 増田委員ともう全く同じことを思うとつたので、もうちょっと補足というか、駐車場、こんだけでええんかなというのが最初に思ったんですけども、今、確かに皆さん徒歩で来られる方多いと思うんですけども、現状分からないんですけども、これでいける台数というか、結局、混雑して、前の道あそこ狭い、広いわけじゃないじゃないですか。これ、僕は現状が分からないんですけども、雨の日とか、台風、台風とかは行かんか。雨の日とかそういうときは、やっぱり子どものことを思うて車でとかと言わはる人もおるのおると思うんですけど

も、そういうときの混雑状況等も考えて、そういうのを鑑みてもこれぐらいで大丈夫という判断なんですかね。僕、この図面で見んのが苦手で、この絵で見て初めて思っちゃったので、後から言うて申し訳ないですが、これは大丈夫という判断なんですよね。

川村委員長 吉井教育部長。

吉井教育部長 ただいまの質問にお答えさせていただきます。

この完成予想図の先ほど言いました身障者マークのところ、それと身障者マークが付いてないところにつきましてははふだんは開けておりまして、一番緊急な場合でしたらこちらのほうに救急車を止めるとかということもあり得ますので、ここは常に開けております。ですから、それ以前になんですけども、幼稚園のほうにつきましては、委員等ご承知いただいておりますけども、徒歩での登園が原則となっております、行事、イベント等あるごとに、幼稚園からは、車でお越しいただくのはご遠慮いただきたいということで常にお知らせはさせていただいております。ですから、先ほど言いましたように、この北側の駐車場、もしくは西側の学童保育所前の臨時、この辺は駐車というよりも、すぐに送っていただいて、また車のほうが退去していただくというような形をご利用いただけたらと思っておりますので、まずは徒歩の登園、降園が原則ということでご承知おきいただければと思っております。よろしく願いいたします。

川村委員長 よろしいですか。

ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

川村委員長 ないようであれば、本件につきましても、本日はこの程度にとどめたいと思います。

最後に、お諮りをいたします。

ゴミの減量化に関する諸事項について、学校給食に関する諸事項について及び磐城小学校附属幼稚園周辺一帯整備については、事業の進捗に伴い随時、委員会を開催し審査を必要とすることから、議長に対しそれぞれ閉会中の継続審査の申出をいたしたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

川村委員長 ご異議なしと認めます。よって、この3つの調査事項につきましては、議長に対しそれぞれ閉会中の継続審査の申出をいたしたいと思っております。

以上で本日の審査事項は全て終了いたしました。

ここで、委員外議員からの発言は、最終的にはもういらっしゃいませんので、これをもって厚生文教常任委員会を閉会いたします。

本当にもう間もなくできる、こういった磐城幼稚園周辺一帯のことにつきまして、これまでも厚生文教常任委員会で非常に活発なご意見を交わしていただきまして、いよいよ最終ラウンドということで、これからの運用につきまして、また議会のほうもいろいろと見定めていきたいというふうに考えております。たくさんのご審議いただきまして、心から感謝いたします。役員改選後、私も厚生文教常任委員会の委員長、そして今回、吉村始副委員長、まだまだ皆様にご迷惑かけますけれども、どうぞ円滑な委員会ができますように、これから

もどうぞ協力いただきますように、本日はどうもありがとうございました。

閉 会 午前11時13分

委員会条例第28条の規定によりここに署名する。

厚生文教常任委員会委員長

川村 優子